

## 蔵王町農業委員会の農地利用最適化推進委員公募実施要項

蔵王町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成28年12月16日農委規則第2号）に基づき、令和8年7月19日を以って任期満了となることから、蔵王町農業委員会の農地利用適正化推進委員の候補者を下記のとおり公募いたします。

### 【募集内容】

#### 1. 定員 13名

地区名	地区の詳細（行政区）	募集定員
円田地区	円田入区、円田表区、円田中区、塩沢区、北境区、東根区	3人
平沢地区	平沢区、新町区、山の入区、小村崎区	2人
永野地区	曲竹北区、曲竹南区、矢附区、永野区、永野西区	3人
宮地区	宮区、沢内区、宮司区、向山区	3人
遠刈田地区	遠刈田区、北山区、小妻坂区、七日原区	2人

2. 任期 委嘱の日に任命される農業委員の任期満了の日まで

3. 身分 蔵王町の特別職の非常勤職員

4. 職務内容〔次の①から④〕

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化の推進に係る現地活動
- ② 遊休農地の発生防止・解消に係る現地活動
- ③ 農業への新規参入者の促進に係る現地活動
- ④ 上記職務における農業委員との関係

5. 報酬 基本年額+実績年額〔下表による〕

職名	支給区分	基本年額	実績年額
推進委員	年額	227,000円	別に規則で定める額

6. その他 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募・推薦可能ですが、兼任はできません。

### 【応募する者・推薦される者の資格】

原則として蔵王町に住所を有する者で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当しない者

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 蔵王町の職員である者
- ④ 蔵王町が設置する他の附属機関等の委員

## 【公募の手続】

推薦及び応募の方法

- ① 行政区からの推薦（推薦人は行政区長）
- ② 農業者個人3名以上からの推薦（連名で推薦）
- ③ 農業者が組織する団体等からの推薦（推薦者は団体代表者）
- ④ 一般募集（自ら応募）

提出書類は下表のとおり（様式は農業委員会事務局で配布します。）

区 分	提出様式	添付書類
行政区からの推薦	推薦届出書 (様式第1号) 被推薦承諾書	① 推薦を受ける者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ② 候補者の履歴書（市販の様式可）
農業者個人3名以上からの推薦	推薦届出書 (様式第1号) 被推薦承諾書	
農業者が組織する団体等からの推薦	推薦届出書 (様式第2号) 被推薦承諾書	
一般募集	応募届出書 (様式第3号)	① 応募する者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの） ② 履歴書（市販の様式可）

(注)必要に応じて追加で添付書類の提出を求めます。また、原則として提出された書類は返却されません。

## 【提出先・お問合せ先】

蔵王町農業委員会事務局（蔵王町役場1階）

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地

TEL 0224-33-3003 FAX 0224-33-2257 E-mail noui@town.zao.miyagi.jp

※ただし、メールでの書類提出はできませんので、注意してください。

## 【受付期間】

令和8年4月1日（水）から令和8年4月28日（火）まで

平日の午前8時30分より午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日は除く

## 【選任方法】

提出された推薦書・応募申込書の提出期限後、候補者不足による公募の延長が不要であると判断された場合には、各申込書や添付書類をもとに候補者評価委員会を開催し、農地利用最適化推進委員としての審査、評価をさせていただきます。

その結果を農業委員会に報告し、農業委員会が選任して委嘱します。

## 【情報の公開】

公募期間の中間及び公募終了後に、推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢、認定農業者か否かの別を蔵王町役場ホームページ及び役場前掲示板において公表します。